

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年5月15日（平成29年（行情）諮問第182号）

答申日：平成29年8月9日（平成29年度（行情）答申第184号）

事件名：特定刑事施設幹部職員名簿の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書9及び文書10（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月20日付け高松発第41号により高松矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分のうち、2件の幹部職員名簿の「勤務年数」、「現任庁在職期間」及び「前任庁等」の部分の開示を命じるとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 処分庁に対し、特定刑事施設保有の平成27年度と28年度の「幹部職員名簿」の開示請求を行ったところ、処分庁は「年齢、勤務年数、現任庁在職期間、前任庁等」の部分を開示しない処分を行った。

イ 処分庁はかかる不開示の理由を、要するに法5条1号に該当する為としている。

ウ しかし、同規定は「一般の個人に関する情報の保護を定めたもの」であり、同条同号但書きのハの規定により「公務員の職務に関する情報は同規定の適用を除外」とされており、不開示とした根拠規定にはなり得ない。

また、最高裁判所民事判例集第37巻第10号1600頁や重要判例解説（ジュリスト臨時増刊）平成15年行政七に掲載されている平成15年11月21日の最高裁判所の判決によると「（公務員出勤簿のうち）「職」「氏名」「採用年月日」「退職年月日」、出勤・出張や欠勤に関する情報は、職員の私事には該当しない」のであり、昇任等の条件でもある「年齢・勤務年数・現任庁在職期間・前任庁等」の「職・採用年月日」の情報の一部に過ぎない情報は明

白に職務遂行に係る情報である為、国家公務員のみこれら職務遂行上の情報を不開示とすることは、公務員の活動を国民の批判下に置き適正化を図ると共に国民の理解を推進させる目的の情報公開法の趣旨に反し、且つ、憲法17条の差別禁止規定にも背く違憲違法なものである。

エ 加えて、毎年国立印刷局から刊行されている「職員録」を数年分遡って確認することによって、少なくとも幹部職を続けている者等に関しては、「現任庁在職期間」や「前任庁等」は明らかとなる為、既に公にされている情報でもある。

オ よって、法に基づかない不開示であり、違憲・違法・判例違反の処分であることは明らかである。

(2) 意見書

ア 諮問庁の理由説明書は、明らかに故意に「審査請求理由」及び「引用した最高裁判所判決」に対応しておらず、開示すべき理由の主張に反論していない為、私の主張を認めていることが擬制され、不開示を妥当する理由として明らかに失当である。

イ 不開示とされた部分のうち、公にされている「職員録」を数年前から調べれば、平成28年度から幹部職員となった会計課長の特定職員以外は全員、「(およその)現任庁在職期間」と「前任庁」の欄の情報は分かる為、実体的に「公にされている情報」に該当し、「開示しなければならない」とされている情報であることは明らかである。

尚、参考上、現在は一部資料不足により不確実ながら、下の表(略)を記しておく。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、「平成27年度幹部職員名簿(特定刑事施設)」及び「平成28年度幹部職員名簿(特定刑事施設)」(本件対象文書)の開示請求について、高松矯正管区長が、行政文書開示決定通知書をもって、その一部を不開示とする決定(原処分)を行ったことに対するものであり、審査請求人は、本件対象文書における不開示部分のうち、「勤務年数」、「現任庁在職期間」及び「前任庁等」の各欄(以下「本件不開示部分」という。)について、不開示情報該当性の当否を理由として、本件不開示部分の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件不開示部分は、「職名」、「官名」、「氏名」、「年齢」、「勤務年数」、「現任庁在職期間」、「前任庁等」及び「備考」欄から構成されている表の一部であるところ、当該表は、各行ごとに一体として特定の個人を識別することができる情報であり、法5条1号本文前段に該当するも

のと認められる。

また、本件不開示部分の法5条1号ただし書該当性を検討すると、本件不開示部分は各職員の経歴に関する情報等であり、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情は認められない上、公務員が行政機関等の一員として、その担当する職務を遂行する場合における当該活動についての情報ではないことから、同号ただし書ハにも該当しない。さらに、本件不開示部分は、「特定の個人を識別することができることとなる記述等」に該当し、法6条2項に基づく部分開示をすることもできない。

なお、特定刑事施設の所長については、「現任庁在職期間」及び「前任庁」の各欄の記載を開示しているが、これは官報に人事異動の情報が掲載され、公にされているためである。

3 以上のとおり、原処分は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年5月15日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年5月29日 | 審議 |
| ④ | 同年6月12日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同月26日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年7月18日 | 審議 |
| ⑦ | 同月31日 | 審議 |
| ⑧ | 同年8月7日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「平成27年度幹部職員名簿（特定刑事施設保有）」（文書9）及び「平成28年度幹部職員名簿（特定刑事施設保有）」（文書10）である。

処分庁は、本件対象文書について、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、「勤務年数」、「現任庁在職期間」（ただし、特定刑事施設の所長に係る部分を除く。）及び「前任庁等」（前同）の部分（本件不開示部分）の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

本件対象文書は、「職名」、「官名」、「氏名」、「年齢」、「勤務年数」、「現任庁在職期間」、「前任庁等」及び「備考」欄から構成される表形式の文書の一部であって、各行に職員の氏名が記載されていることから、各行それぞれが全体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(2) 法5条1号ただし書該当性について

ア 本件不開示部分（「勤務年数」、「現任庁在職期間」及び「前任庁等」）に記載されている情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいええないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、さらに、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

イ なお、審査請求人は、公にされている職員録を数年分遡って調べれば、幹部職員を続けている者等に関しては「（およその）現任庁在職期間」と「前任庁等」の欄の情報は分かるため、実体的に「公にされている情報」に該当する旨主張するが、職員録（独立行政法人国立印刷局編）により、特定の幹部職員の勤務年数並びに一般職員から幹部職員になった時期及び前任庁が必ずしも把握できるわけではなく、また、職員録の作成時期以外に現任庁の職務に就いた職員については、職員録から現任庁在職期間が把握できるものではない。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号ただし書イに当たるものとはいええないから、審査請求人の主張を採用することはできない。

ウ また、「勤務年数」、「現任庁在職期間」及び「前任庁等」は、当該職員の公務員としての職務遂行に係る情報であるとは認められないから、法5条1号ただし書ハにも該当しない。

エ 法6条2項による部分開示について

本件対象文書においては、職員の氏名が開示されていることから、法6条2項に基づく部分開示の余地もない。

オ したがって、本件不開示部分は、法5条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

別紙

1 本件開示請求

- (1) 災害時などの、備蓄食料の「量」「価格」「購入時期」「消耗日」「備蓄予定期間」等が極力分かる文書。

(以前に、同旨で「非常食の記録文書」を開示請求したところ、「物品管理簿・物品出納簿」が特定された為、同文書の開示を求めたところ、何故か他にもあると覚しき同記録簿の内(D)と記された分のみを開示されましたが、同記録簿には「消費日」と「消費量」等しか記されておらず、開示請求した内容上、「補充日」等も記されているはずの同記録簿が真実だとすれば、特定刑事施設では、平成26年度・27年度には、非常食は消費されるのみで一切補充はされなかったということになります。そんな筈はないと考えるのが普通ですので、それを踏まえての本請求であると理解願います。)

- (2) 保有書籍数の「一般官本」「教養官本」「特別官本」等の内訳等が極力詳しく分かる文書。

(以前に開示された「被収容者図書保有状況表」によれば、当所には約1万8千6百冊の官本がある様ですが、一般工場に回される官本数では、一般官本が1ブロック約130冊×24ブロックで「計約3120冊」、教養本がその半分「計約1560冊」、特別官本に至ってはもっと少なく、つまり、実際に借りる機会が与えられているのは、多く見ても約6千冊の為、残り1万2千冊程の書籍はどこにあるのか、及び、経理工場が新刊を独占しているとの情報の信憑性を確かめたいのです。)

- (3) 入浴の実施要領(入浴時間及び時間計測の対象(「脱衣等に要す時間は含まない」等)が極力詳しく分かる文書)
- (4) 運動・入浴・診察等があった時の作業時間の分引要領等(入浴日の罷業・入浴開始・分引の時間の基準表等)が極力分かる文書。
- (5) 本年6月分の第12工場の作業日報や勤務日誌(個人名や呼称番号を除く)
- (6) 食事のカロリー・各栄養素(「たん白質」等)等のメニュー毎に基準にしているものが分かる文書(例えば、「みそ汁(〇〇カロリー、炭水化物〇〇g、塩分〇〇g等)」の様な基準表等)
- (7) 昨年度の幹部職員の氏名・階級・職務級・前任庁等が極力詳しく分かる文書(幹部以外の職員名を除く)。
- (8) 本年度の同上の文書

2 処分庁が特定した文書

文書1 支出計算書証拠書類(特定刑事施設保有)

文書2 刑事施設視察委員会提出資料(特定刑事施設保有)

- 文書3 平成28年3月29日付け首席矯正処遇官（処遇担当）事務連絡
「昼夜居室棟収容中の者の運動及び入浴時間の計測要領について」
（特定刑事施設保有）
- 文書4 平成21年12月1日付け処遇部長指示第76号「被収容者の運
動，入浴の実施について」（特定刑事施設保有）
- 文書5 平成21年12月10日付け処遇部長指示第9号「作業時間の分
引きについて」（特定刑事施設保有）
- 文書6 平成28年6月分の第12工場，工場日報（特定刑事施設保有）
- 文書7 平成28年6月分の第12工場，工場日報（特定刑事施設保有）
- 文書8 予定献立表（特定刑事施設保有）
- 文書9 平成27年度幹部職員名簿（特定刑事施設保有）
- 文書10 平成28年度幹部職員名簿（特定刑事施設保有）